

香芝市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第16号

香芝市会計規則の一部を改正する規則

香芝市会計規則（昭和59年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「並びに有価証券、」を「、有価証券及び」に改める。

第16条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第19条中「が加入又は」を「又は」に改める。

第28条第2項中「前項」の次に「の規定」を加える。

第31条中「、交付金」を「及び交付金」に、「団体その他から」を「団体等に対し、」に改め、同条第3号中「その条件」を「、その条件」に改める。

第34条第1項第5号中「記入洩れ」を「記入漏れ」に改める。

第36条第2項第1号中「並びに助成金、交付金及び」を「、助成金及び交付金並びに」に改める。

第40条第2項中「前項」の次に「の規定」を加え、「、戻入書により処理し」を「戻入書により」に、「、支出命令書」を「支出命令書」に改める。

第43条第1項第1号中「繰出及び繰入」を「繰出し及び繰入れ」に改め、同項第5号中「又は」を「、又は」に改め、同項第6号中「認めるもの」を「認めるとき」に改める。

第44条中「支払済」を「支払済み」に改める。

第47条第2号中「正確、明瞭」を「正確かつ明瞭」に改める。

第51条の見出し中「振込」を「振込み」に改める。

第56条第1項第2号中「若しくはき損」を「又は毀損」に改め、同項第4号中「生産」を「生産され、」に改める。

第58条の見出し中「払出」を「払出し」に改め、同条第2項中「払出」を「払出し」に改め、「適当か、」の次に「及び」を加える。

第59条第1項中「又はき損」を「毀損」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第2項中「管財課長」を「総務情報課長」に改める。

第60条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「前項」の次に「の規定」を加える。

第62条第2項中「管財課長」を「総務情報課長」に改める。

第63条第2項中「、基金」を「及び基金」に改める。

第64条第1項及び第2項中「手許」を「手元」に改める。

第81条第1号中「行為専決」を「行為 専決」に改め、同条第2号中「行

為法」を「行為 法」に改める。

別表第1 総務部管財課の項を削り、同表市民環境部市民協働課の項中「市民協働課」を「地域振興課」に改め、同表市民環境部商工観光課の項を削り、同表公平委員会の項及び固定資産評価審査委員会の項中「者」を「もの」に改める。

別表第2 総務部管財課長の項を削り、同表市民環境部市民協働課長の項中「市民協働課長」を「地域振興課長」に改め、同表市民環境部商工観光課長の項を削り、同表公平委員会事務職員のうち課長に相当する職にある者の項及び固定資産評価審査委員会書記のうち課長に相当する職にある者の項中「者」を「もの」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。